

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

令和 7 年度事業計画書

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的として各種活動に取り組んでいる。

改正貸金業法公布から 18 年が経過し、この間、貸金業者による法令遵守への真摯な取り組みにより、行政処分件数及び行政に寄せられる苦情・相談件数は激減するなど、業界の健全化は着実に進んでいる。

一方、日常生活はコロナ禍から常態に戻り、貸金業界においても、足許の貸付残高はコロナ禍前の水準を回復しさらに増加基調にあるものの、貸金業者数の増加が見られる東京都以外の多くの地域においては、業績不振や後継者の不在等に起因する廃業を主因として協会の減少が続いているほか、利息返還請求についても、減少傾向にはあるものの未だ収束には至っていない。また、近年多重債務者数が漸増傾向にあるなど、注視しなければならない要素もあり、業界を取り巻く環境には依然として厳しいものがある。

こうした中、令和 7 年度は、これまでの「貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護に従来以上に取り組みを強化する」旨の事業方針を踏襲しつつ、金融経済教育の推進等資金需要者保護の取り組み、協会員への情報・サービス提供の強化、協会と協会員及び協会員相互間のコミュニケーション強化、及び協会の生産性向上等を重点事項に掲げ、その達成に向け具体的業務を展開すべく、次の施策を行うこととする。

I 貸金業者の業務の適正な運営の確保

I-1 法令等の遵守態勢整備の支援

I-1-1 実務に関する情報提供による支援

協会員の業務に係る法令等の改正及び行政等からの要請を適時適切に周知するとともに、実務相談対応及び業務支援の拡充を図ることで協会員の業務の適正な運営を支援する。

I-1-2 諸規則等に関する情報提供による支援

協会員の適正な業務運営に寄与する社内規則策定等を支援する。特にマネー・ローンダリング／テロ資金供与／拡散金融対策については、FATF 第 5 次対日相互審査を見据えた取り組みに関する情報等を提供することで協会員における有効性検証等の取

組みの支援を行う。また、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに係る改正については、改正状況を的確に把握し、適切かつ迅速に諸規定等に反映させる。

I-1-3 適正な広告出稿の支援

適正な広告出稿を支援するために広告表示の調査を行うとともに、当該調査や広告審査を通じて法令等を遵守した表示方法を協会員に提供等する。

I-1-4 協会員従業者への学習支援

協会員従業者の貸金業関連法令等の効率的な習得を支援する e ラーニングサービスを継続実施するとともに、本サービスにおける音声対応講座を拡大するなど、ユーザビリティ等向上に向けた施策に取り組む。

I-2 法令等の遵守状況の審査と適正な措置等

I-2-1 改善実態を踏まえた措置の適用

法令等違反に対する協会の定款に基づく措置については、当該違反状態の是正状況や顧客対応、再発防止策の策定状況等を踏まえて適用する。また、措置後も、是正・改善が適切に行われるよう、協会員の規模・特性に応じたフォローアップを適宜実施する。

I-2-2 発覚経緯等の内部管理態勢重視の審査

個別事案の審査については、法令等違反の内容や発生原因にとどまらず、法令遵守態勢及び未然防止に係る内部管理態勢の整備状況等を重視して行う。

I-2-3 協会内関連部門の情報共有

法令等違反事案の審査及び措置の検討段階から審査部門と監査部門の情報共有を密にし、協会員の法令等違反の発生防止に向けた効果的・効率的な協会監査の実施に役立てる。

I-2-4 協会員への情報提供

協会員の法令遵守態勢の向上に資するよう、法令等違反事案の事例、注意点及び法令等違反届出の傾向等について、広報誌を通じ情報提供する。

I-3 監査機能の充実

I-3-1 実地監査の効果的・効率的実施

I-3-1-(1) 協会員との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努め、速やかな改善を求める指導的な監査を基本としつつ、重大な法令等違反に対しては協会として厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

I-3-1-(2) 対象先は、規模、業務内容等を踏まえ、実態把握などリスクベースで監査の必要性が高い協会員を優先するなど引き続き効率性を踏まえた効果的な監査を実施する。監査手法については、短期間監査及びテーマ監査など、監査目的や対象協会員の規模・特性に応じて適切な手法を選択する。

I-3-1-(3) 指導ツールの整備を進め、監査時の対面指導の標準化・高度化を図る。

I-3-2 書類監査のモニタリング機能の向上

原則3年に1回の実施を継続することとし、協会の負担軽減等にも配慮し、インターネットを併用した定期監査を実施する。また、新規加入協会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については個別監査を実施する。

I-3-3 登録行政庁との連携による監査機能の強化

登録行政庁との情報・意見交換等を引き続き実施し、行政による検査とも連携したより効果的・効率的な協会監査を実施する。

I-3-4 監査結果等の分析強化と有効活用の推進

監査指摘事項の分析結果の還元（「実地監査指摘事例集」等の公表・配付）や監査ガイドライン・貸金業務チェックリストの活用促進等、協会員の自主的な改善力の向上に資する取組みを強化する。

II 貸金業の健全な発展への貢献

II-1 建議要望の実施

II-1-1 税制改正要望の実施

社会経済情勢及び貸金業界を取り巻く環境の変化に即した税制改正要望を行う。

II-1-2 貸金業法関連法令の改正要望

時勢に適した資金需要者等の利益の保護や貸金業界の健全な発展に資する法令改正の実現を図る。

II-2 協会加入の促進

II-2-1 新規登録貸金業者及び未加入登録業者の加入促進活動の強化

II-2-1-(1) 行政庁との連携を図るとともに、引き続き「貸金業者登録申請に関する支援制度」を積極的に活用し、加入促進活動を展開する。特に登録貸金業者が多く存在し、新規登録業者も多い東京都については、引き続き、東京都支部等と加入促進計画の策定などを協働して取組むほか、東京都以外についても、行政との連携を強化していく。

II-2-1-(2) 加入促進ツール（協会ホームページ等）をさらに改善することにより、支援制度及び協会への加入メリットを周知し、加入促進を図る。

II-3 協会員向け情報提供の強化

II-3-1 情報収集力の強化

貸金業をめぐる諸課題や協会員の要望を的確に把握するために、協会員に対する個社訪問などによるきめ細かな情報収集機会の拡充を図るとともに、貸金業関連団

体、行政等、業界内外の関連情報収集に一層注力する。

Ⅱ-3-2 協会員相互の交流活性化

全協会員を対象とした全国大会、及び地域別・業態別・規模別等多様な形態の個別会合を開催するなど、新しいコミュニケーション手段を構築・推進し、協会員相互の親交を深めるとともに情報共有及び課題把握の場としての機能を高める。

Ⅱ-3-3 適時適切な情報提供・支援

Ⅱ-3-3-(1) 協会員が抱える課題を把握し、協会員の事業推進に資する情報を適時適切に提供する。

Ⅱ-3-3-(2) 協会員からの相談事案に迅速かつ的確に対応する。

Ⅱ-3-3-(3) 東京都事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、事業承継による事業撤退、または譲り受けによる事業拡大を企図する協会員へ情報提供等の支援を実施する。

Ⅱ-4 積極的な広報の実施

Ⅱ-4-1 マスコミ等を活用した的確な情報発信

マスコミ等に向けて当協会の業界健全化への取組み及び金融経済教育活動等について積極的に情報発信することにより、当協会の認知向上及び業界の信頼性向上に努める。

Ⅱ-4-2 SNS を活用した一般消費者向けの情報発信強化

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用し、一般消費者への情報発信を強化することにより、業界及び協会活動の認知向上を図るとともに、金融経済教育推進にも活用する。

Ⅱ-4-3 広報誌及び機関紙等を活用した情報発信

広報誌「JFSA」及び協会員向け機関紙「JFSA NEWS」を刊行し、業界内外に向け協会活動への理解促進を図る。

Ⅱ-4-4 ホームページの利便性・有用性向上

資金需要者向けサイトを改修し利用者利便の向上を図るほか、コンテンツの充実など、協会ホームページを通じた情報提供の一層の充実・強化を図る。

Ⅱ-5 協会員向け研修・サービスの強化

Ⅱ-5-1 協会員に向けた適時適切な研修・サービスの実施

Ⅱ-5-1-(1) 法令等遵守態勢の整備支援を目的とするコンプライアンス研修会、及び新たな知見の提供を目的とするテーマ別研修会をそれぞれ開催し、協会員のリテラシーの向上を図る。

Ⅱ-5-1-(2) 研修受講手段の多様化及び利便性の向上を目的に講義のオンデマンド配信を行う。

Ⅱ-6 支部活動の充実

Ⅱ-6-1 支部・本部間の連携強化

- Ⅱ-6-1-(1) オンラインツール（オンライン会議等）及び新たに導入する電話システム（クラウド PBX/CTI）等の活用により、協会員、資金需要者、行政等に対する応対力及び協会内のコミュニケーションを強化する。
- Ⅱ-6-1-(2) 支部・本部間及び支部間の一層の連携により、業務の相互協力態勢の構築を図る。
- Ⅱ-6-1-(3) 引き続き、支部と協会員とのコミュニケーションによる情報収集（経営状況、協会に対する要望等の把握）を行うとともに、協会員との個別会合に関し支部の主體的関与を図る。
- Ⅱ-6-1-(4) 支部における貸金業監督者会議や多重債務問題対策協議会への出席、金融経済教育での連携等により、登録行政庁、消費生活センター等との関係強化を図る。
- Ⅱ-6-1-(5) 行政、協会員等とも意見交換し、費用対効果なども考慮しつつ特例支部の在り方を引き続き検証する。

Ⅱ-7 調査の高度化と収集情報の有効活用

Ⅱ-7-1 定例調査の実施

各種調査の継続的实施により、資金需要者や貸金業者等の実態や経年変化の状況等を的確に把握するとともに、オンライン調査等の活用により、調査の効率化を図る。

Ⅱ-7-2 個別調査の実施

定例調査に加え、協会員、関係機関・団体及び資金需要者等の情報ニーズに基づく調査を実施する。調査に際しては、外部リソースの活用や研究者と共同で調査及び結果分析を行うことにより、調査の質的向上を図る。

Ⅱ-7-3 調査結果の分析力向上及び有効活用

産学共同調査により情報分析力の向上を図るとともに、その成果を業界課題の的確な把握及び有効な対応策の策定等に活用する。また、共同して作成する各種調査レポートなどの成果を業界内外に適切に発信することにより、業界への理解促進を図る。

Ⅱ-7-4 関連団体・機関からの情報収集の強化

関連団体・機関とのコミュニケーション強化及び産学連携の推進により、調査・統計手法の高度化及び情報収集のさらなる充実を図る。

Ⅲ 資金需要者等の利益の保護

Ⅲ-1 資金需要者等への金融経済教育活動の推進

Ⅲ-1-1 行政等との連携による金融経済教育活動の効果的推進

Ⅲ-1-1-(1) 行政（消費者行政部門及び教育委員会、財務局等）及び金融経済教育推進機構（J-FLEC）との連携を強化し、資金需要者等の金融リテラシー向上のため、金融経済教育活動を効果的に推進する。

Ⅲ-1-1-(2) 金融リテラシー向上に資するための重要コンテンツとして「金融トラブル防止のための Q&A BOOK」の内容を充実させるとともに、広く消費者に届けるべく配布ルートの拡大を図る。

Ⅲ-1-1-(3) 出前講座・金融経済教育セミナー等をさらに充実させるほか、金融トラブル防止に係る教育・啓発機会の効率的拡大に資するよう SNS 媒体等の活用による面展開を推進するなど、資金需要者等の利益の保護に対する取組みを一層推進する。

Ⅲ-1-2 金融リテラシー向上コンソーシアムによる金融経済教育の推進及び態勢強化

金融リテラシー向上コンソーシアムについて、財務局、金融経済教育推進機構（J-FLEC）、警察及び銀行等との連携をさらに深め、金融被害等を防止する取組みを一層推進するとともに、同コンソーシアムによる金融経済教育セミナー実施態勢を強化し、お金でつまづかない教育の推進拡大を図る。

Ⅲ-2 相談・苦情・紛争事案への対応

Ⅲ-2-1 相談・苦情・紛争事案の対応力向上

支部におけるカウンセラーの育成などを通じ、生活再建支援カウンセリング態勢の強化を引き続き推進する。また、新電話システム（クラウド PBX/CTI）導入による相談態勢を整備し、支部の受電態勢を支援するほか、相談対応力の向上のため、相談員の応対スキルアップを図る。

Ⅲ-2-2 貸付自粛制度の効率的な運営と継続周知

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の多重債務問題等への取組みの一つとして、貸付自粛制度の周知活動を継続するとともに、貸付自粛手続きのシステム化など利便性向上を図る。

Ⅲ-3 関係各所との連携

Ⅲ-3-1 連携強化と情報共有

協会員、他の相談機関及び行政等との意見交換会や出前講座等を通じて、苦情・相談等における問題把握、情報共有等を図り、資金需要者等の利益の保護に一層注力する。

Ⅳ 指定・認定機関の適切な業務運営

Ⅳ-1 指定試験機関の確実な業務実施

Ⅳ-1-1 厳正・確実かつ公正な試験実施

- Ⅳ-1-1-(1) 貸金業務取扱主任者資格試験の受験者等に対し、協会ホームページ等を通じた適時適切な情報提供を行う。
- Ⅳ-1-1-(2) 貸金業務取扱主任者に必要な法令知識、業務知識の定着に資する試験問題の作成・検証に努める。
- Ⅳ-1-1-(3) 試験運営全般に関する危機管理対策の再点検及び試験実施マニュアルにおける重点事項を確実に実施する。
- Ⅳ-1-1-(4) 試験実施に係る外部委託先の業務管理及びコスト管理を徹底する。
- Ⅳ-1-1-(5) 身体に障がいをもつ受験者について、障がいの個別事情に応じた受験準備の支援及び受験当日の対応を丁寧に行う。

Ⅳ-2 登録講習機関の確実な業務実施と主任者活動の支援

Ⅳ-2-1 貸金業務取扱主任者に必要とされる法令知識及び実務知識の確認・習得に資する講習の実施

- Ⅳ-2-1-(1) 貸金業務取扱主任者に必要とされる法令知識及び実務知識の向上を図るため、法令改正を踏まえた講習カリキュラムの見直し及び講習動画の改訂を行う。
- Ⅳ-2-1-(2) 会場講習とeラーニング講習の選択制となっている法定講習において、コスト削減及び受講者の利便性向上のため、eラーニング講習の受講奨励を推進する。
- Ⅳ-2-1-(3) 3年ごとに実施している講習テキスト類（DVDを含む）の改訂作業を行う。

Ⅳ-3 主任者登録事務の確実な業務実施

Ⅳ-3-1 金融庁委任事務の確実な業務実施とサービス強化

貸金業務取扱主任者制度の安定的な運用のため、正確かつ着実な主任者登録事務を遂行するとともに、登録申請者の利便性向上のため、登録手数料の収納方法多様化に対応するべく、システム改修等に着手する。

Ⅳ-4 認定個人情報保護団体の適切運営

Ⅳ-4-1 対象事業者向け研修の実施

個人情報保護法の改正動向等の情報を、動画配信、協会ホームページ等で迅速に協会員に提供する。

Ⅳ-5 指定紛争解決機関の確実な業務実施

Ⅳ-5-1 中立公平かつ効率的な紛争解決争手続きの実施

相談紛争解決委員会委員と連携し引き続き適正な紛争解決を推進することで、中

立公平な指定紛争解決機関としての役割を果たし、貸金業界の信頼性向上と資金需要者保護に貢献する。

V 協会の組織運営態勢の高度化

電話・情報ネットワーク等協会運営インフラ機能を整備・活用し、協会事務局の業務連携態勢の見直しに取組み、業務運営の効率化を推進する。また、職員の対応力の向上及びモラルアップ、さらには効率的な組織運営を支える人財の育成強化に資するため、下記の6施策を重点事項として展開する。

V-1 コンプライアンスへの取組みの継続

V-2 リスク管理の継続的な実行

V-3 内部監査態勢の強化

V-4 中期的視野に立った協会職員の人財育成

V-5 DX化・効率化の推進と生産性の向上

V-6 収支見通しなど中期的な課題の把握と対処

以上